

検疫法施行令

昭和26年12月14日政令第377号

改正：令和 2年 1月31日政令第23号（検疫法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令）

改正前	改正後
-改正法・附則- ～令和 2年 1月28日 政令 第12号～	
施行日：令和 2年 2月 1日	
この政令は、公布の日から起算して <b>十</b> 日を経過した日〔令和二年二月七日〕から施行する。	この政令は、公布の日から起算して <b>四</b> 日を経過した日〔令和二年二月一日〕から施行する。

\*\*\*\*\*